

コンサルティング契約書

甲
乙　TRYパートナーズ株式会社

乙と甲は人材コンサルティング業務に関して次の通り契約を締結します。

- 第1条　乙は甲の要望する人材を紹介するため、人材の調査、選考、交渉を行い入社までのコンサルティング活動を行います。
- 第2条　甲の要望する人材がいる場合、乙は甲にかわりその人材の面接を行い次の内容に留意したコンサルティング活動を行います。
 - 人材の能力、適性、性格等の調査・判断
 - 人材の職歴、能力、資格、周辺環境等の調査・判断
 - 甲の要望に対する適合度合の判断
- 第3条　甲は乙のコンサルティング活動を通じて紹介を受けた採用予定者との面接を行い、採否の最終判断を下すものとします。
万一、甲の意向に沿わない場合は、乙は再度甲の要望する人材の紹介等コンサルティング活動を行います。
- 第4条　甲は入社正式決定まで面接実施の採用予定者に関するデータに関しては、いかなる情報も漏洩しません。
又、乙は紹介斡旋活動を通じて知りえた甲に関する情報については、求人活動の目的以外で使用したり、漏洩しません。
社名をだして求人を公開する場合、乙は予め甲の了解を得ます。
- 第5条　甲が採用予定者を採用した場合は、速やかに採用決定の旨、乙に連絡すると同時に所定の「採用内定通知書」を乙に交付するものとします。
なお、記載項目の理論年収（条件提示額）とは、下記に従うものとする。

1．理論年収の定義（月給制の場合）
　　下記の総計
 - 1．月額固定給（基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当）×12か月
 - 2．賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数（又は標準賞与支給月数）
 - 3．初年度支給一時金（調整金）ただし、通勤手当（通勤交通費）の非課税手当、及び超過勤務手当（残業手当）など就業により変動する手当は含まれません。

2．理論年収の定義（年俸制の場合）
提示年俸額（通勤手当・通勤交通費を除く）
- 第6条　甲は、乙のコンサルティング活動を通じて紹介を受けた採用予定者を採用した場合のほか、乙から当該採用予定者の紹介を受けたことによりその存在を知り、乙のコンサルティング活動を経ずに当該採用予定者と直接交渉し採用した場合も、乙に対し、紹介手数料を支払うものとします。
- 第7条　紹介手数料については、採用内定通知書に記載した理論年収を基準とし年収の35%（消費税別途）とします。
- 第8条　前条の紹介手数料に関する甲の乙に対する支払いは、採用予定者の入社確認後、乙が発行する請求書に基づき、乙の指定する銀行口座に振込むものとします。

- 第9条　採用予定者が入社後、本人の一方的責任による解雇や自己都合退職した場合、乙は受領済みの紹介手数料を次の条件で甲に速やかに返還します。自己都合退職した場合においても、その就業状況において甲の法令違反や入社前事前説明との相違等が認められる場合や、本人に対する期待値との誤差による退職勧奨などの場合は返還いたしません。

入社後1か月以内のとき　……………50%

入社後1か月を超え3か月以内のとき　……25%

- 第10条　甲及び乙は、それぞれ反社会的勢力の排除について次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。

①　自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと

②　自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと

③　自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと

④　自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

⑤　自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、詐術、脅迫的言動、業務妨害等を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2．　甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
- 第11条　本契約に定めない事項に関しては必要に応じ、甲乙協議の上これを定めるものとします。
- 第12条　本契約は2部作成し、甲乙記名押印し、各当事者1通ずつこれを保有するものとします。
- 第13条　本契約は有効期限を契約締結日より1年とし、甲から別段の申し入れがない場合は、次年度も同一条件にて継続するものとし、以後も同様とします。
- 第14条　甲は、本契約の有効期間中であっても、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 第15条　本契約に関する訴訟については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

年　月　日

甲

㊞

乙　山形県山形市七日町三丁目1番2号
TRYパートナーズ株式会社
代表取締役　石山　浩之　㊞